

結城南中学校区新設校推進委員会設置要項

(設置)

第1条 結城市及び結城市教育委員会が定めた結城市学校適正配置等に関する方針（以下「方針」という。）に基づき、結城南中学校区における新設校の設置に係る必要な準備、調査及び検討を行うため、結城南中学校区新設校推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を結城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告し、又は意見を具申する。

- (1) 新設校の設置に係る基本構想・基本計画並びに基本設計及び実施設計の策定に関すること。
- (2) 新設校の愛称、校旗、校章、校歌、開校に係る記念事業等に関すること。
- (3) 通学路、通学の方法等に関すること。
- (4) P T Aの組織及び運営に関すること。
- (5) コミュニティスクールに関すること。
- (6) 学校設備、備品の整備又は廃棄等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 自治会の代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 結城市議会議員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

2 公職にあることの理由で委嘱された委員は、当該理由が止んだときは、委員の職を失うものとする。なお、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その

議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条に掲げる事項について調査検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が任命する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の調査検討の結果を委員会に報告する。
- 4 専門部会の構成は、委員会において決定し、必要に応じて関係者を招集することができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和4年5月26日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要項の施行後、最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、結城市教育長が招集する。